

京都市岩倉長谷土地区画整理組合の定款の変更を、土地区画整理法第39条第1項の規定により認可しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年5月11日

京都市長 榎本 頼兼

1 組 合 の 名 称

京都市岩倉長谷土地区画整理組合

2 組 合 の 所 在 地

京都市上京区丸太町通河原町西入る高島町335番地

財団法人京都市土地区画整理協会内

3 施 行 地 区

京都市左京区岩倉長谷町、同区岩倉中町及び同区岩倉花園町の各一部

4 施 行 事 業 期 間

昭和63年5月31日から平成21年3月31日まで

5 設 立 認 可 の 年 月 日

昭和63年5月31日

6 定款の変更の箇所及び内容

(1) 変更箇所 役員の定数

(2) 変更内容 理事22人から理事20人に変更

7 変 更 認 可 の 年 月 日

平成19年5月8日

(建設局都市整備部区画整理課)